解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年六月一日

広島県福山市多治米町一丁目一一番五号

一般社団法人婚活親の会

代表清算人　田頭　和規

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年六月一日

広島県庄原市中本町一丁目一二番三一号

庄原被服縫製株式会社

代表清算人　加藤　靖子

解散公告

当社は、平成二十九年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年六月一日

北九州市小倉北区下富野五丁目一八番一一号

株式会社Ｗａｒｄ・ＰＬＡＮ

代表清算人　柄崎　浩司

解散公告

当社は、平成二十九年五月三十一日の株主総会（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年六月一日

佐賀県武雄市朝日町大字甘久一四三一番地二

有限会社カンプランニングオフィス

清算人　篠田　侃

解散公告

当社は、平成二十九年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年六月一日

長崎県長崎市葉山二丁目二番一三号田川ビル一〇一号

合同会社ライフ・イズ・グッド

代表清算人　田中　泰司

解散公告

当社は、平成二十九年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年六月一日

熊本県玉名郡南関町大字相谷一七〇四番地

有限会社平井建設

清算人　平井　春男

解散公告

当社は、平成二十九年五月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年六月一日

熊本県熊本市中央区本荘二丁目五番一号

有限会社テン・ナイン

清算人　久保　敏信

解散公告

当社は、平成二十九年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年六月一日

鹿児島市谷山港一丁目三番二四号

九州コンドル株式会社

代表清算人　辻　政信

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十九年一月二十八日開催の臨時大会の決議により平成二十九年五月三十一日をもって解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年六月一日

山口県岩国市由宇町南沖二丁目一番一号

東邦工業労働組合

清算人　網屋　健二

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十九年四月五日開催の臨時組合総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年五月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年六月一日

茨城県行方市四鹿字梨木窪二〇二番地八

農事組合法人麻生町葉たばこ生産組合

清算人　箕輪　金造

公益信託大槻記念アジア・アフリカ留学生奨学基金平成二十八年度決算及び基金終了公告

一、事業概要

平成二十八年度事業として、十名に対し総額九百二十万円の奨学金支給事業を行った。

なお、本公益信託は平成二十九年四月二十八日公益信託川嶋章司記念スカラーシップ基金へ残余財産二百四万四千三百七十五円の寄附を行い基金を終了した。

平成二十九年六月一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

公益信託大槻記念アジア・アフリカ留学生奨学基金

受託者　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

配当公告

静岡県焼津市飯渕一三五四番地の二

破産者　株式会社村田組

右の者に対する静岡地方裁判所平成二十八年（フ）第四五一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

一般債権　金一、八五〇、五五二、〇四三円

一、配当することのできる金額

一般債権　金八三、一三〇、四九〇円

平成二十九年六月一日

静岡県静岡市葵区伝馬町九―一〇　ＮＴビル六〇一

破産管財人　伊藤みさ子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県北秋田郡上小阿仁村沖田面字屋布四番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　福田　七助

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月一日

秋田県大館市赤館町二番三号

相続財産管理人　弁護士　山口　謙治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県上山市小穴七番地、最後の住所山形県上山市牧野字清水二一番地一　特別養護老人ホームみずほの里

被相続人　亡　今野　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月一日

山形市本町一丁目四番二七号　セントラル山形ビル七〇五号

相続財産管理人　弁護士　手塚　孝樹

第九十回代議員会開催公告

平成二十九年六月二十三日（金）、午後一時から新霞が関ビル「全社協・灘尾ホール」（東京都千代田区霞が関三丁目三番二号）において第九十回代議員会を開催し、左記の事項を付議いたします。

平成二十九年六月一日

日本赤十字社

記

第一号議案　役員の選出について

第二号議案　平成二十八年度事業報告及び収支決算の承認について